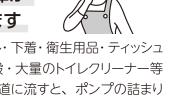
集落排水処理施設加入分担金 および使用料金のお知らせ

- ○新規加入分担金は、24万1千円となります。 使用料金は、家庭用の場合:基本料金2.610円、 世帯員一人につき530円となります。
- ○使用人員等に変更が生じた場合、届け出が必要と なりますので、「死亡」・「出生」・「転出」・「転入」等 があれば届け出してください。

工事につきましては、日高川町集落排水設備工事指 定業者をご指名ください。

※接続工事がまだお済みでない加入者につきましては、 すみやかな接続をお願いします。

下水ポンプの故障が 多く発生しています



ビニール(手袋)・タオル・下着・衛生用品・ティッシュ ペーパー・たばこの吸い殻・大量のトイレクリーナー等 の水に溶けない物を下水道に流すと、ポンプの詰まり の原因になりますので、絶対に流さないよう注意して ください。

また自宅の下水桝では、定期的に油やゴミなどを取 り除き、清掃をお願いします。また誤って流した場合は、 至急下記担当課までご連絡ください。

お問合せ (川辺地区)上下水道課 ☎22-4814 (田尻地区)中津地域振興課 ☎23-9503



日高川町価格高騰対策支援給付金(住民税均等割のみ 課税世帯・低所得者の子育て世帯) のご案内

本給付金は、国の重点支援地方交付金を活用した事業で、物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影 響が大きい低所得世帯に対して支給される給付金です。

【1】住民税均等割のみ課税世帯

[支給額:1世帯あたり10万円]

※非課税世帯に対する支援給付金をすでに受け取っ ている世帯は支給対象外です。

下記の全ての条件に該当する世帯

- ①基準日(令和5年12月1日)時点で、日高川町の住 民基本台帳に登録のある世帯
- ②同一の世帯に属する者全員が令和5年度住民税均 等割のみ課税者で構成される世帯または均等割の み課税者と非課税者で構成される世帯

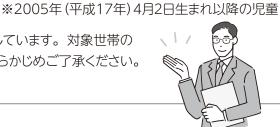
【2】低所得の子育て世帯

[支給額:児童1人につき5万円]

下記の全ての条件に該当する世帯

- ① 基準日(令和5年12月1日) 時点で、日高川町の住 民基本台帳に登録のある世帯
- ②同一の世帯に属する者全員が令和5年度住民税非 課税で構成される世帯または左記【1】の条件を満 たした住民税均等割のみ課税世帯のうち、18歳 以下の児童(※)を養育している世帯

支給対象となる世帯には、3月以降、町から順次書類を送付しています。対象世帯の 抽出状況により、4月以降の発送となることもございますので、あらかじめご了承ください。 詳しくは下記までお問合せください。



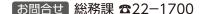
お問合せ 総務課 ☎22-1700

「令和6年能登半島地震災害義援金」の 送金(第2回)について

募金額1,541,835円 (2月末時点のお預かり分)

皆様の温かい善意に対しまして厚くお礼申し上げます。

義援金は定期的に集計し、和歌山県を通じて被災自治体へ届けさせていただきます。







上下水道課からのお知らせ

浄化槽の申込案内および 補助金額のお知らせ

令和6年度浄化槽設置整備事業の申込期間について は、4月1日から10月末日までです。(工事完了期日は 翌年2月末日です。)

事前に申請者からの申込書の提出が必要ですので、 詳しくは下記までお問合せください。(同時に浄化槽維 持管理に関する説明をします。)

設置基数は全体で30基を予定しています。

また単独浄化槽から合併浄化槽に転換する場合、 撤去および再利用の費用の一部を補助する事業も行っ ています。

令和6年度 補助金額は以下のとおりとなります。

人槽	上限金額
5人槽	518,000円
7人槽	639,000円
10人槽	872,000円
11人槽以上	872,000円

※工事内容によって個人に支払われる補助金額は変わります。

合併処理浄化槽ブロワ更新補助金

合併処理浄化槽のブロワの更新にかかる経費に対し て補助金を交付します。

この補助金は申請が必要になりますので、詳しくは 下記までお問合せください。

○ 補助対象者: 日高川町内に合併処理浄化槽を設置

されている方

町税および使用料等を滞納していな いこと

○ 対象要件: 設置後5年を経過した更新を要する合 併処理浄化槽ブロワ

> 浄化槽法第10条に基づく保守点検、 清掃および浄化槽法第11条に基づく 法定検査を実施していること

○補助額:上限額2万円

(対象経費の1/2)

お問合せ 上下水道課 ☎22-4814

中津地域振興課 ☎23-9503

美山地域振興課 ☎23-9505

合併浄化槽の 清掃料金減額について

本年度も合併浄化槽の清掃料金減額措置を実施し ますので、下記条件を満たしていると思われる浄化槽 管理者は清掃前に申請してください。

1 **対象人槽** 8·10人槽

2 適用条件

- ①維持管理において過去3年間、浄化槽法に準じて 浄化槽法第10条の浄化槽清掃及び浄化槽保守点 検、ならびに同第11条の法定検査を実施してい ること
- ②法定検査において、適正な放流値が確認されて いること
- ③使用人員が2人以下であること 等々

これらの条件が満たされていれば、浄化槽7人槽の 清掃料金に減額されます。

詳しくは下記までお問合せください。

お問合せ 上下水道課 ☎22-4814

中津地域振興課 ☎23-9503

美山地域振興課 ☎23-9505

浄化槽の維持管理について

合併浄化槽および単独浄化槽使用者に対して、浄 化槽法によって下記の「浄化槽管理者の義務」がありま す。(合併浄化槽10人槽以下を例とします。)

- 保守点検(浄化槽法第10条)
- ・点検回数は4か月に1回以上
- 法定検査(浄化槽法第11条)
- ・毎年1回、定期的に受ける水質検査
- ・検査手数料は5,300円です。 (割引制度を利用した場合は、更に500円差し引 いた額となります。)
- 清掃(浄化槽法第10条)
- ・毎年1回以上、日高川町長の許可を受けた清掃業 者で行う

法に基づいた適正な維持管理をお願いします。 なお、法定検査については下記の業者にお問合せく ださい。

お問合せ 公益社団法人 和歌山県水質保全センター **☎**073−432−6433 水質保全センター 有田川事務所 **2**0737-63-6161

